

藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、預かり保育を推進し、子育て支援の充実とともに幼児教育の振興を図るために、預かり保育を実施する私立幼稚園の設置者又は代表者（以下「設置者等」という。）に対し、予算の範囲内で当該事業に係る経費を補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）による認可を受け藤沢市内に設置された私立幼稚園であって、私学助成を受けているもの（子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱（令和5年9月19日付けこ成保第110号こども家庭庁長官通知「子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について」の別紙）第3条に規定する幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助金の交付を受けている場合を除く。）をいう。
- (2) 預かり保育 課業日における私立幼稚園が園則で規定している保育時間の前後、休業日又は長期休業日に、保護者の希望により在園児を預かることをいう。
- (3) 担当教員 幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有し、預かり保育を専任担当する者及び預かり保育を支援する本体施設の職員をいう。
- (4) 課業日 平日の開園日及び振替による平日の休園日
- (5) 長期休業日 園則において規定する春季、夏季及び冬季における長期の休業日
- (6) 休業日 土曜日、日曜日及び祝日（前号に規定する長期休業日を除く。）

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、私立幼稚園が、原則として担当教員2人以上、1日の平均預かり児童数が30人を超えるときは3人以上の担当教員を配置し、当該私立幼稚園の園地園舎内において実施する預かり保育であって、次の各号を満たすものとする。

- (1) 課業日において、通常1日合計2時間以上行う、次のア又はイのいずれかまたは両方に該当する預かり保育
 - ア 始業前において、午前7時30分以前から行う預かり保育
 - イ 終業後において行う預かり保育
- (2) 長期休業日において、1日8時間以上かつ年間30日以上行う預かり保育
- (3) 休業日において、1日4時間以上かつ年間30日以上行う預かり保育

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象とする経費は、預かり保育の実施に要する人件費とする。

2 補助金の額は、別表に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者等は、市長が別に定める期日までに、藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金事業計画書(第2号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるものについて、藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金交付決定通知書(第3号様式。以下「決定通知書」という。)により設置者等に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付するものとする。
- 3 第1項の規定により補助金交付決定を行う場合において、決定通知書に記載する補助金額は交付予定額とし、当該事業完了後に補助金額を確定するものとする。

(補助金の交付決定を受けた者の責務)

第7条 補助金交付の決定を受けた設置者等(以下「交付決定者」という。)は、良好な預かり保育及び目的を達成するため次の各号に掲げる事項に留意して補助事業を行わなければならない。

- (1) 第3条に規定する1日の平均預かり児童数に応じて必要な人数の担当教員の配置を行うこと。
- (2) 預かり保育を行う保育室の環境を整えること。
- (3) 預かり保育の実施について募集要項等に明記し、周知を図ること。
- (4) 預かり保育に係る保育料について保護者負担の軽減を図ること。

(預かり保育実施状況の報告)

第8条 交付決定者は、各月の末日における預かり保育実施状況を、別に定める日までに藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金に係る実施状況報告書(第4号様式)により、市長に報告しなければならない。

(届出義務)

第9条 この補助事業において、規則第5条に基づく事業着手届の提出は、これを省

略することとし、また事業完了届の提出については、藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金事業完了届兼実績報告書（第5号様式）（以下、「事業完了届」とする。）により行うものとする。

- 2 交付決定者は、事業の完了後、事業完了届に附表（第6号様式）を添えて、別に定める期日までに市長へ届け出なければならない。なお、事業完了届の提出により、既に交付の決定を受けた補助金額に変更が生じる場合、この届出により変更交付申請を兼ねるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による事業完了届に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、藤沢市幼稚園預かり保育推進事業費補助金交付額確定通知書（第7号様式）により交付決定者へ通知するものとする。

（変更交付申請）

第10条 交付決定者が、既に交付の決定を受けた補助金額の変更を受けようとするときは、藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金変更交付申請書（第8号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該変更に係る申請が、前条第1項に規定する事業完了届により行われる場合は、この限りでない。

- (1) 藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金変更事業計画書（第9号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する申請書の提出日は、市長が別に定める。
- 3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金変更交付決定通知書（第10号様式）により設置者等に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか、補助事業に関し補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消に係る部分についてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消すとき、及び交付決定の取り消しに加えて、前項の規定によりすでに交付した補助金について返還を命ずるときは、藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金交付決定取消通知書兼返還指示書（第11号様式）により設置者等に通知するものとする。

(書類の保存等)

第12条 交付決定者は、補助対象事業に係る書類を整備し当該年度の翌年度の4月1日から起算し、5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成29年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、長期休業日に1日2時間以上かつ年間10日以上預かり保育を実施し、改正前の規定により補助金の交付を受けていた私立幼稚園にあっては、当分の間、改正後の第3条第3号の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年8月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

(別表)

課業日

1日通常開設時間	教員2人	教員3人
始業前 7時30分以前～	339,300円	529,000円
終業後～18時まで	293,500円	640,200円
終業後～18時30分まで	542,400円	1,013,600円
終業後～19時まで	760,200円	1,360,400円

長期休業日

開設日数	1日通常開設時間	教員2人	教員3人
30日 以上	8時間	329,600円	514,400円
	9時間	405,800円	628,700円
	10時間	482,000円	743,000円
	11時間以上	558,200円	857,300円
40日 以上	8時間	532,800円	819,200円
	9時間	634,400円	971,600円
	10時間	736,000円	1,124,000円
	11時間以上	837,600円	1,276,400円

休業日

開設日数	1日通常開設時間	教員2人	教員3人
30日 以上	4時間	57,600円	137,800円
	5時間	174,900円	313,700円
	6時間	292,100円	489,600円
	7時間	409,400円	665,500円
	8時間以上	526,600円	841,400円
35日 以上	4時間	67,200円	160,800円
	5時間	204,000円	366,000円
	6時間	340,800円	571,200円
	7時間	477,600円	776,400円
	8時間以上	614,400円	981,600円